

2023 年 5 月号

## ビジネスと人権：「人権×独禁法」： 公正取引委員会グリーンガイドラインからの示唆」

- I. はじめに
- II. グリーンガイドラインの概要
- III. グリーンガイドラインの人権の取組みへの  
    応用可能性
- IV. おわりに

森・濱田松本法律事務所  
弁護士 高宮 雄介  
TEL. 03 6266 8744  
[yusuke.takamiya@mhm-global.com](mailto:yusuke.takamiya@mhm-global.com)  
弁護士 田中 亜樹  
TEL. 03 6266 8919  
[aki.tanaka@mhm-global.com](mailto:aki.tanaka@mhm-global.com)  
弁護士 筑井 翔太  
TEL. 03 6212 8394  
[shota.tsukui@mhm-global.com](mailto:shota.tsukui@mhm-global.com)  
弁護士 木村 信太郎  
TEL. 03 5223 7780  
[shintaro.kimura@mhm-global.com](mailto:shintaro.kimura@mhm-global.com)

### I. はじめに

2011年に国連「ビジネスと人権に関する指導原則」（以下「指導原則」といいます。）が策定されて以降、近時、欧米諸国や一部新興国の政府・企業を中心に、日本におけるビジネスと人権に関する取組みが活発になっています。日本政府は、2022年9月に「責任あるサプライチェーン等における人権尊重のためのガイドライン」（以下「日本政府ガイドライン」といいます。）を策定し、2023年4月には、経済産業省が「責任あるサプライチェーン等における人権尊重のための実務参照資料」を公表しました。

このような状況においては、これまで「ビジネスと人権」の取組みとの関係が意識されることが多くなかった法分野についても、企業に「ビジネスと人権」に関する取組みを踏まえた対応が求められることが増えると思われます。弊所においては、『「ビジネスと人権」分野別連続ウェビナー（全10回シリーズ）』を実施しており、5月11日に第2回として「人権×競争法」と題するウェビナーを配信しております<sup>1</sup>。

本ニュースレターでは、「人権×競争法」として、2023年3月に公正取引委員会が策定・公表した「グリーン社会の実現に向けた事業者等の活動に関する独占禁止法上の考え方」（以下「グリーンガイドライン」といいます。）の考え方を、ビジネスと人権の取組みと独占禁止法の関係にどう応用していくかについて、いくつかの例を取り上げつご紹介いたします。

なお、「人権×競争法」の詳細については、下記の「人権×競争法」のウェビナー（以下「本ウェビナー」といいます。）をご参照ください。

[『「ビジネスと人権」分野別連続ウェビナー（全10回シリーズ）第2回「人権×競争法」』](#)

<sup>1</sup> 人権デュー・ディリジェンスの基礎については、弊所が昨年実施した『2022年人権DD連続ウェビナー』において、詳しく解説しております。こちらも [MHMマイページのアーカイブ](#) からご視聴いただけますので、是非ご参照ください。

## II. グリーンガイドラインの概要

グリーンガイドラインは、グリーン社会の実現に向けた事業者等の活動について、社会公共的な目的を有する事業活動への独占禁止法の適用に係るこれまでの議論を踏まえたうえで、独占禁止法全般にわたって考え方を整理した包括的なガイドラインです。

グリーンガイドラインを理解するうえでもっとも重要となるのは、同ガイドラインは、グリーン社会の実現に向けた事業者等の活動について、それらが独占禁止法上問題となることが多いという認識に立っているわけではないという点です。グリーンガイドラインは、基本的な考え方として、グリーン社会の実現に向けた事業者等の取組みについて新たな技術や優れた商品を生み出す等の競争促進効果をもつものであり、温室効果ガスの削減等の利益を一般消費者にもたらすことが期待されるものであることから、基本的に独占禁止法上問題とならない場合が多いと明確に述べています。そのうえで、名目上はグリーン社会の実現に向けた事業者等の取組みであったとしても、事業者等の取組みが、価格、数量、技術等を制限し、事業者等の公正かつ自由な競争を制限する効果を持つ場合には、独占禁止法上問題となる旨をあくまでも例外的な位置づけとして指摘しています。

なお、事業者等の取組みが、競争を制限する効果と競争を促進する効果との双方を併せ持つ場合の独占禁止法上の評価の仕方について、グリーンガイドラインは、検討の対象となる事業活動の目的の合理性及び手段の相当性を勘案しつつ、当該取組みから生じる競争制限効果と競争促進効果を総合的に考慮して判断を行うと述べており、こうした判断枠組みは、以下で述べるとおり、人権の取組みにも応用することができるものと考えられます。

## III. グリーンガイドラインの人権の取組みへの応用可能性

### 1. 共同の取組み

ビジネスと人権との関連で想定される場面の1つとして、自主基準の設定があげられます。具体的には、ある製品の製造業者で構成される業界団体が、加入事業者に対して、サプライヤーに対する人権デュー・ディリジェンスの結果、人権侵害の予防の観点から設けられた一定の基準を満たすサプライヤーのみから当該製品の原材料の購入を認める内容の自主基準を設定するといった場面です。

グリーンガイドラインでは、グリーン社会の実現に向けた取組みとしての自主基準の設定は、独占禁止法上問題なく実施することができる場面が多いとされています<sup>2</sup>が、共同の取組みが、既存事業者を排除するなどの競争制限効果のみをもたらす場合、原則として独占禁止法上問題になるとされています<sup>3</sup>。そのため、上記の自主基準設定

<sup>2</sup> グリーンガイドライン 10 ページ

<sup>3</sup> グリーンガイドライン 8 ページ

の例では、業界団体の真の目的が一部の加入事業者を排除することであり、これのみを目的として自主基準を設定しているといった場合は、独占禁止法上問題となります。

他方、自主基準の設定に、競争促進効果及び競争制限効果の双方が認められる場合は、取組みの目的の合理性及び手段の相当性を勘案しつつ、競争制限効果及び競争促進効果について総合的に考慮して、市場における競争を実質的に制限すると判断される場合、独占禁止法上問題となるとされています<sup>4</sup>。具体的には、自主基準の利用・遵守を強制する場合や、自主基準の設定に付随して、価格等の重要な競争手段を制限する場合等があげられています<sup>5</sup>。

以上は、人権の取組みの場面でもあてはまるものと考えられますが、具体的な判断枠組み等については、本ウェビナーをご覧ください。

## 2. 取引先事業者の事業活動に対する制限

次に、ビジネスと人権の取組みで想定される場面としては、いわゆる選択的流通を通じた取引先事業者の事業活動への制限をかける場面があげられます。選択的流通とは、事業者が自社製品を取り扱う流通業者に関して一定の基準を設定し、当該基準を満たす流通業者に限定して商品を取り扱わせようとする場合、当該流通業者に対し、自社の商品の取扱いを認めた流通業者以外の流通業者への転売を禁止することをいいます。

具体的には、メーカーが下流の人権問題に対応するために人権デュー・ディリジェンスを卸売業者やさらに下流の小売業者に対し行い、人権の取組みの観点から一定の基準を満たす卸売業者のみに製品を販売したうえで、卸売業者に対しても同様に、一定の基準を満たす小売業者のみに自社製品を卸すことを求めるような場面がこれにあたります。

グリーンガイドラインでは、選択的流通をはじめとする取引先事業者の事業活動に対する制限についても、グリーン社会の実現に向けた取組みとして行われる場合は、独占禁止法上問題とはならないことが多いとされています<sup>6</sup>。

グリーンガイドラインの考え方に沿って、上記の選択的流通の場面が独占禁止法上問題となるかを検討しますと、商品を取り扱う流通業者に関して設定される基準が、消費者の利益の観点からそれなりの合理的な理由に基づくものと認められ、かつ、当該商品の取扱いを希望する他の流通業者に対しても同等の基準が適用される場合には、問題にならないと考えられます<sup>7</sup>。これにあたらぬ場合には、目的の合理性及び手段の相当性を勘案しつつ問題の有無を判断することとなります。具体的な判断枠組み等については、本ウェビナーをご覧ください。

<sup>4</sup> グリーンガイドライン 10 ページ

<sup>5</sup> グリーンガイドライン 10-11 ページ

<sup>6</sup> グリーンガイドライン 32 ページ

<sup>7</sup> グリーンガイドライン 37 ページ

### 3. 優越的地位の濫用

ビジネスと人権の取組みとの関係では、取引の相手方に対する優越的地位の濫用が問題となる場面も想定されます。具体的には、製造業者自身がサプライヤーに対して実施した人権デュー・ディリジェンスの結果を踏まえ、自身が販売する製品の製造に用いられる部品の製造委託先である取引の相手方に対して、人権侵害リスクが低いサプライヤーのみとの間での取引を求め、人権デュー・ディリジェンスに要した費用を転嫁させて価格を設定するといった経済上の利益を提供させるような場面がこれにあたります。

グリーンガイドラインでは、取引の相手方に対して、取引の対象となる商品又役務の品質等に関して、従前と異なる条件を設定することは、取引当事者間の自主的な判断に委ねられるものであり、直ちに独占禁止法上問題とならないとされています<sup>8</sup>。他方で、事業者が、自己の取引上の地位が相手方に優越していることを利用して、取引の相手方が負担するコストを一切考慮せず対価を一方的に定める行為や、温室効果ガス削減を理由として経済上の利益を無償で提供させる行為等は、優越的地位の濫用として独占禁止法上問題になるとされています<sup>9</sup>。

経済上の利益の提供の要請との関係では、当該経済上の利益が、費用を負担することによって得られる直接の利益の範囲に含まれ、当該取引の相手方の自由な意思により行われる場合には、独占禁止法上問題とはならないとされています<sup>10</sup>。他方で、当該取引の相手方が得る直接の利益等を勘案して合理的であると認められる範囲を超えて当該取引の相手方に負担させられることにより不利益を被る場合等には、独占禁止法上問題になるとされています<sup>11</sup>。

以上は、人権の取組みの場面でもあてはまるものと考えられますが、具体的な判断枠組み等については、本ウェビナーをご覧ください。

## IV. おわりに

グリーンガイドライン自体は環境負荷軽減の取組みを対象としたものではありませんが、冒頭で述べたとおり、ビジネスと人権に関する取組みと独占禁止法の関係についても、一定の示唆を与えるものだとすることができます。

なお、弊所より、グリーンガイドラインについて詳説するニュースレター「グリーン社会の実現に向けた事業者等の活動に関する独占禁止法上の考え方」の策定／インドネシアの企業結合規制に関する規則改定について」(ANTITRUST/COMPETITION NEWSLETTER 2023年5月号(Vol.4))を別途5月26日に発行しております。次ページのリンクにPDFがございますので、よろしければご覧ください。

<sup>8</sup> グリーンガイドライン 45 ページ

<sup>9</sup> グリーンガイドライン 45 ページ

<sup>10</sup> グリーンガイドライン 48 ページ

<sup>11</sup> グリーンガイドライン 49 ページ

[「グリーン社会の実現に向けた事業者等の活動に関する独占禁止法上の考え方」の策定／インドネシアの企業結合規制に関する規則改定について](#)

セミナー情報

- セミナー [『「ビジネスと人権」分野別連続ウェビナー（全10回シリーズ）第2回「人権×独禁法：公正取引委員会グリーンガイドラインからの示唆」』](#)

視聴期間 2023年5月11日（木）～2023年10月31日（火）

講師 MHM「ビジネスと人権」プラクティスチーム

講義時間 約30分程度

No.	テーマ（予定）
1.	人権×危機管理
2.	人権×独禁法：公正取引委員会グリーンガイドラインからの示唆
3.	人権×不動産
4.	人権×国際通商法：経済制裁・輸出入管理と人権
5.	人権×訴訟
6.	人権×株主アクティビズム
7.	人権×ファイナンス
8.	人権×ディスクロージャー
9.	人権×M&A①：責任ある撤退、M&Aにおける“強化された人権DD”
10.	人権×M&A②：M&A DDにおける人権の観点

（当事務所に関するお問い合わせ）  
 森・濱田松本法律事務所 広報担当  
 mhm\_info@mhm-global.com  
 03-6212-8330  
 www.mhmjapan.com